事業賠償・費用総合保険(ALL STARs)の補償内容についてのご案内

2026 年 11 月1日以降保険始期契約用

このご案内では事業賠償・費用総合保険(ALL STARs)の主な保険の約款および特約の補償内容についての概要をご説明しています。
ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者、弊社社員または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

1. 国内事業総合賠償責任保険(国内賠償)

①標準補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
損害賠償金	被保険者が被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
損害防止費用	保険事故が発生した場合に、これによる損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用(注1)をいいます。 ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用、原因調査費用および汚染浄化費用を除きます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用をいいます。
争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する社会通念上その額および使途が妥当な次に掲げる費用をいいます(注2)。ただし、裁判所の関与しない和解(注3)に対応するために要するウ. からコ. までに掲げる費用を除きます。 ア. 弁護士報酬 イ. 訴訟費用または裁判外紛争解決手続(ADR)(注4)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 オ. 被保険者により、または被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験に要する費用 カ. 事故の原因調査に要する費用 キ. 一時的に借用する会議室等の施設(注5)または事務機器(注6)の賃借費用 ク. 被保険者の従業員の超過勤務手当または臨時雇用費用(注7) ケ. 被保険者の役員および従業員の交通費または宿泊費 コ. ア. からケ. までに該当しないその他の防御に要する費用
協力費用	被保険者に対する損害賠償請求の解決につき弊社が被保険者を援助する場合において、弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
緊急対応費用 (1事故 300 万円限度)	保険事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が弊社の同意を得て支出した次に掲げる費用をいいます。 ア. 被害者(注8)が現地(注9)またはその他被保険者が指定する場所に行くために要する交通費、宿泊費または渡航手続費用 イ. 被保険者(注10)が現地(注9)または被害者(注8)の居住地に行くために要する交通費、宿泊費または渡航手続費用 ウ. 通信に要する費用 エ. 被保険者が被害者(注8)との交渉等のために、一時的に借用する事務所等の施設(注5)の賃借費用 オ. 被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送に要する費用
原因調査費用 (1事故 100 万円限度)	他人の身体の障害もしくは財物の損壊が発生した場合または他人の身体の障害もしくは財物の損壊の発生が切迫している場合において、これらの保険事故の原因を調査または確認するために必要かつ有益な費用をいいます(注2)。ただし、いかなる場合も原因の調査または確認が行われることによる使用不能および収入の喪失による損害を含みません。
汚染浄化費用 (1事故・保険期間中 1,000 万円限度)	不測かつ突発的な事由により、環境汚染が発生(注11)した場合において、汚染物質の処理のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。ただし、その環境汚染の発生により、他人の身体の障害、財物の損壊もしくは財物の損壊を伴わない使用不能または漁業権・入漁権の侵害が発生した場合またはこれらの発生が切迫している場合に限ります。
被害者への見舞費用 (被害者1名(注12)10 万円限度、1事故 300 万円限度)	保険事故が発生した場合において、被保険者が弊社の同意を得て被害者に届けた見舞金もしくは見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電等の費用その他しきたりとして支出するもので、社会通念上その額および使途が妥当な費用をいいます。
被害者治療等費用 (被害者1名 50 万円限度、1事故 300 万円限度)	業務遂行・施設危険に起因して他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が弊社の同意を得て支出した次に掲げる費用をいいます。ただし、身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。 ア. 被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費 イ. 葬儀費用
派遣先対物損害費用 (1事故 50 万円限度)	業務遂行・施設危険に起因する他人の財物の損壊のうち、派遣先業務の遂行により派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合において、記名被保険者が弊社の同意を得て支出した損壊した財物を修理または交換するために通常要する費用をいいます。ただし、いかなる場合もその財物の使用不能および使用不能に伴う収益減少による損害を含みません。

AIG損害保険株式会社

対物超過復旧費用 （被害者1名(注12)30万円限度(注13)、1事故300万円限度）	他人の財物の損壊が発生した場合(注14)において、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得(注15)するために要する費用のうち、その財物の時価額を超える費用をいいます(注16)。ただし、次に掲げる金額を限度とします。 ア. 損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。ただし、修理費は再取得(注15)するために要する費用を超えないものとします。 イ. 損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得(注15)するために要する費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合（過失割合）を乗じた額。この場合において、修理不能とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。

（注1）有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ生じた、または増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。
（注2）被保険者がこれらの費用を支出する場合には、被保険者は、弊社の同意を得るものとします。
（注3）示談を含みます。
（注4）訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。
（注5）＜用語の定義＞「施設」の規定を適用しません。
（注6）コンピュータ、プリンター、複写機、シュレッダー、モニター、プロジェクター、電話、ファクシミリ等をいいます。
（注7）派遣受入れ費用を含みます。
（注8）被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。
（注9）保険事故の発生地または被害者の収容地をいいます。
（注10）被保険者の代理人を含みます。
（注11）汚染物質の流出、溢出、漏出または排出が急激である場合に限ります。
（注12）被害者が法人である場合は、1法人とします。
（注13）被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき 30 万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。
（注14）派遣先業務の遂行により、派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合を除きます。
（注15）損壊した財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。
（注16）この費用に対する保険金の支払は、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得(注15)したことを弊社が確認できる場合に限ります。
※支出にあたり事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

②主な拡張補償における保険金の種類

拡張補償名	保険金の種類	概要
リコール限定費用補償	リコール限定費用 （1事故・保険期間中 500 万円限度、免責金額：1事故5万円）	①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(注1) ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物(注2)の回収および代替品の送付に要する費用 ⑤回収した生産物(注2)の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫等の施設(注3)の賃借費用 ⑥回収した生産物(注2)の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費(注4)、出張費および宿泊費(注5) （注1）文書の作成費用および封筒代を含みます。 （注2）生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。 （注3）＜用語の定義＞「施設」の規定を適用しません。 （注4）超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。 （注5）旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

③主なオプション特約における保険金の種類

オプション特約名	保険金の種類	概要
対物超過費用補償増額特約	対物超過復旧費用 （被害者1名(注1)50 万円限度(注2)、1事故 500 万円限度）	標準補償における対物超過復旧費用の支払限度額を拡張します。 （注1）被害者が法人である場合は、1法人とします。 （注2）被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき 50 万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。
借家人賠償責任補償特約	損害賠償金 損害防止費用 求償権保全費用 緊急措置費用 争訟対応費用 協力費用	次の事故(注1)により発生した貴社の借用戸室の損壊について、貸主に対して負担する賠償責任を補償します。 ● 火災 ● 破裂または爆発 ● 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ(注2)。 （注1）被保険者の責めに帰すべき事由に起因する場合に限ります。 （注2）風災、ひょう災、雪災もしくは水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。
	修理費用 （1事故・保険期間中 300 万円限度）	偶然な事故により、借用戸室に損壊が生じた場合において、その貸主との契約に基づき、借用戸室を実際に修理した費用のうち、次の①または②のいずれにも該当しない部分の修理費用をいいます。

オプション特約名	保険金の種類	概要
		①壁、柱、床、梁、屋根、階段等の建物の主要構造部 ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借用戸室入居者の共同の利用に供されるもの
ブランドイメージ回復費用補償特約	謝罪広告掲載費用	謝罪広告掲載に要する費用をいいます。
	再発防止対策費用	再発防止対策に要する費用をいいます。
	マスメディア対応費用	マスメディア対応に要する費用のうち、次に掲げる費用をいいます。 ア. 記者会見等を開くために一時的に賃借するホテル、ホール、会議室等の使用料 イ. 記者会見等で使用する音響機材のレンタル費用
	広告宣伝活動費用	広告宣伝活動に要する費用をいいます。
	インターネット投稿対応費用	インターネット投稿対応に要する費用をいいます。
	コンサルティング費用	記名被保険者が謝罪広告掲載、再発防止対策、マスメディア対応、広告宣伝活動またはインターネット投稿対応を行う上で、その方法の策定を目的として第三者のコンサルタントを起用する場合の費用をいいます。
専門家相談費用等補償特約	専門家相談費用	被保険者が弁護士、司法書士、行政書士またはその他の専門知識を有する者(注)から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。 (注)その他の専門知識を有する者は、広報または危機管理に関する助言またはコンサルティング等を事業として営む法人に限ります。
	弁護士等関連費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する社会通念上その額および使途が妥当な次に掲げる費用をいいます(注1)。ただし、和解(注2)に対応するために要するウ.およびエ.に掲げる費用を除きます。 ア. 弁護士等(注3)への報酬 イ. 訴訟費用または裁判外紛争解決手続(ADR)(注4)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 (注1)被保険者がこれらの費用を支出する場合には、被保険者は、弊社の同意を得るものとします。 (注2)裁判所の関与しない和解をいい、示談を含みます。 (注3)弁護士または司法書士をいいます。 (注4)訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。
被害事故対応費用補償特約	弁護士等関連費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する社会通念上その額および使途が妥当な次に掲げる費用をいいます(注1)。ただし、和解(注2)に対応するために要するウ.およびエ.に掲げる費用を除きます。 ア. 弁護士等(注3)への報酬 イ. 訴訟費用または裁判外紛争解決手続(ADR)(注4)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 (注1)被保険者がこれらの費用を支出する場合には、被保険者は、弊社の同意を得るものとします。 (注2)裁判所の関与しない和解をいい、示談を含みます。 (注3)弁護士または司法書士をいいます。 (注4)訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。
	法律相談費用	弁護士、司法書士または行政書士が行う法律相談に係る費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。
	インターネット投稿対応に要する費用	情報の拡散により業務妨害等が発生した場合、その情報の掲載または投稿に対して行う調査、削除要請またはその他の適切な措置(注)に要する費用をいいます。 (注)掲載者または投稿者に対してなされる慰謝料または損害の回復を求める損害賠償請求に係る措置を含みません。
	信頼回復広告費用	保険事故によって失われた記名被保険者の事業の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要する費用をいいます。ただし、補償適用地域内の消費者・利用者を対象に行う宣伝または広告に要する費用に限ります。
リコール補償拡張特約	リコール費用 損害賠償金(第三者の回収実施者が回収等を行った場合)	① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(注1) ③ 消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④ 被保険者と消費者または納品先との間で回収生産物の回収および代替品の送付に要する費用 ⑤ 回収生産物の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫等の施設(注2)の賃借費用 ⑥ 回収生産物の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦ 回収等の実施により生じる人件費(注3)、出張費および宿泊費(注4)

<table>
<tr><th>オプション特約名</th><th>保険金の種類</th><th>概要</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑧ 生産物が回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用。ただし、生産物使用製品についてその確認をすることが不可欠な場合において、生産物と生産物以外の財物それぞれの費用の区分が困難であると認められるときは、生産物使用製品について行う確認の費用とします。
⑨ 回収生産物に対する次のいずれかの費用
ア. 回収生産物の修理費用。ただし、生産物に係る費用に限り、生産物の原価を超えないものとします。
イ. 代替品の製造原価または仕入原価。ただし、生産物に係る原価に限ります。
ウ. 回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価。ただし、被保険者の利益を控除した後のその引換えに返還する生産物に係る原価に限ります。
⑩ 信頼回復広告費用
回収等の実施によって失われた生産物または生産物使用製品の信頼度を回復させるための広告宣伝活動等に要する費用をいいます。ただし、対人・対物事故が発生した、または対人・対物事故を発生させるおそれが生じた回収生産物について安全対策または品質管理改善を施した旨の日本国内の消費者または利用者を対象に行う宣伝または広告に要する費用に限ります。
⑪ 在庫品廃棄費用
被保険者または第三者の回収実施者の占有を離れていない回収生産物と同種の財物で、もしも占有を離れていたならば、回収生産物になったであろう財物に関する次のいずれかの費用をいいます。
ア. 被保険者または第三者の回収実施者の占有を離れていない生産物または生産物使用製品についての廃棄費用
イ. 被保険者の占有を離れていない生産物についての製造原価または仕入原価
⑫ コンサルティング費用
対人・対物事故の事実等もしくは対人・対物事故を発生させるおそれの有無に係る確認および調査を行うため、または回収等もしくは広告宣伝活動等の方法を策定するためのコンサルティングもしくは分析等に要する費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。
⑬ 回収生産物の購入者または使用者を特定するために第三者にデータ作成を依頼するための費用。ただし、電子的作業に係る費用に限ります。
⑭ 第三者の回収実施者が行った回収等につき被保険者に対してなされた損害賠償請求において紛争(注5)が生じた場合の争訟費用
(注1)文書の作成費用および封筒代を含みます。
(注2)＜用語の定義＞「施設」の規定を適用しません。
(注3)超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。
(注4)旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。
(注5)この特約で補償されるリコール費用に係る紛争に限ります。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">アスベスト飛散事故補償特約</td><td>石綿損害拡大防止費用</td><td>保険事故の発生により、石綿が飛散する範囲を抑制するため、または石綿の気中濃度を減少させることを目的として、石綿の飛散を発生させた原因に対して行う応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用(注1)をいいます。
(注1)有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ生じた、または増加したであろう損害の額(注2)を超えずになされた応急措置の費用をいいます。
(注2)この特約で支払対象となる損害の額とします。</td></tr>
<tr><td>石綿損害見舞費用
(被害者1名(注1)10 万円(注2)、1事故 300 万円)</td><td>保険事故の発生により、被保険者が弊社の同意を得て被害者に届けた見舞金または見舞品として支出した費用をいいます。ただし、次のいずれにも該当する費用に限ります。
ア. 社会通念上その額および使途が妥当なものであること。
イ. 特定粉じん排出等作業が行われた工事場から 50 メートル以内の区域で事業を行う、または居住する者に対して届けたものであること。
(注1)被害者が法人である場合は、1法人とします。
(注2)被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき 10 万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持し、もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。</td></tr>
<tr><td>石綿除去等費用</td><td>保険事故の発生により、石綿が工事場外へ飛散し、工事場外の他人の財物に石綿の付着が生じた場合において、石綿除去作業等のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、特定粉じん排出等作業が行われた工事場から 50 メートル以内の区域にあった財物に対してなされた作業等に要した費用に限り、かつ、保険金の支払は、次表に定める額を限度とします。
<table>
<tr><th>区分</th><th>支払限度額</th></tr>
<tr><td>ア. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超える場合</td><td rowspan="2">その財物の時価額</td></tr>
<tr><td>イ. 石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がそ</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

オプション特約名	保険金の種類	概要
		の財物の時価額を超えないが、石綿を除去したとしてもその財物が有していた商品としての価値が著しく損なわれる場合
		ウ. イ. 以外で石綿の付着が生じた財物から石綿を除去するための費用がその財物の時価額を超えない場合 → その財物の石綿除去作業に要した額
	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
食中毒・特定感染症損害補償特約	喪失利益	保険事故の発生により営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および保険事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
	収益減少防止費用	標準営業収益(保険事故発生直前 12 か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益)に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、機械設備、什器、備品等の資産の取得に要する費用を除きます。
個人情報漏洩補償特約 (A～F が対象) サイバー攻撃対応費用補償特約 (G が対象) セキュリティ賠償責任補償特約 (A～D が対象) 企業情報漏洩賠償責任補償特約 (A～D が対象)	A.損害賠償金	被保険者が被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
	B.求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
	C.争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する社会通念上その額および使途が妥当な次に掲げる費用をいいます(注1)。ただし、裁判所の関与しない和解(注2)に対応するために要するウ. からケ. までに掲げる費用を除きます。 ア. 弁護士報酬 イ. 訴訟費用または裁判外紛争解決手続(ADR)(注3)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 オ. 被保険者により、または被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験に要する費用 カ. 一時的に借用する会議室等の施設または事務機器(注4)の賃借費用 キ. 被保険者の従業員の超過勤務手当または臨時雇用費用(注5) ク. 被保険者の役員および従業員の交通費または宿泊費 ケ. ア. からク. までに該当しないその他の防御に要する費用(注6) (注1)被保険者がこれらの費用を支出する場合には、被保険者は、弊社の同意を得るものとします。 (注2)示談を含みます。 (注3)訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。 (注4)コンピュータ、プリンター、複写機、シュレッダー、モニター、プロジェクター、電話、ファクシミリ等をいいます。 (注5)派遣受入れ費用を含みます。 (注6)個人情報漏洩の原因を調査するための費用を除きます。
	D.協力費用	被保険者に対する損害賠償請求の解決につき弊社が被保険者を援助する場合において、弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
	E.危機管理コンサルティング費用 (1事故・保険期間中 500 万円限度)	危機管理コンサルティング機関が保険事故の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用(注)で、弊社が事前に妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内に生じた費用に限り、かつ、次の費用を除きます。 ア. 個人情報漏洩の原因調査または事実確認に要した費用 イ. 見舞金・見舞品費用 ウ. お詫び広告掲載費用、郵券代等、保険事故により臨時に発生した費用 エ. 漏洩した個人情報の回収に要する費用 オ. 法律上の損害賠償責任を負担することによって被る費用 カ. 弁護士報酬を含む争訟に要する一切の費用 キ. 記者会見の開催に要する費用 ク. 他人からの強要金 ケ. 被保険者の人件費その他一般管理費 (注)危機管理コンサルティング機関に対する報酬を含みます。
	F.危機管理実行費用 (1事故・保険期間中、保険証券に記載された個人情報漏洩補償の支払限度額の 10%限度。ただし、危機管理実行費用のうち見舞金・見舞品費	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用で、弊社が事前に妥当かつ必要と認めたものをいいます。ただし、保険事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内に生じた費用に限り、かつ、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。 ア. 弁護士から助言を受けたことに対する報酬(注1)

オプション特約名	保険金の種類	概要
	用に対する支払については、被害者1名につき 500 円限度）	イ. 個人情報漏洩の原因を調査するための費用(注2) ウ. 被保険者の従業員の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費(注3)、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費 エ. 電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 オ. お詫び状の作成費用および送付費用 カ. 見舞金・見舞品費用(注2) キ. 見舞金・見舞品の送付費用(注2) ク. 新聞に謝罪広告を掲載する費用 ケ. 記者会見の開催に要する費用 (注1)定期報酬および損害賠償請求を提起することまたは提起されることに起因する報酬を除きます。 (注2)個人情報漏洩が発生した場合に限ります。 (注3)日当、みなし手当等を除きます。
	G.サイバー攻撃対応費用 （1事故・保険期間中 1,000 万円限度）	次に掲げるものをいいます。ただし、当該セキュリティ事故が最初に発覚した日からその日を含めて 30 日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、かつ、当該サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて 90 日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限ります。 ア. サイバー攻撃対応コンサルティングに対して被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの イ. セキュリティ対策コンサルティングに対して被保険者が支払う報酬で、弊社が妥当かつ必要であると認めたもの
特許等知的財産権補償特約	損害賠償金等	被保険者に対する判決、認証 ADR 機関における仲裁判断、弊社が承認した裁判上の和解もしくは調停、または弊社が承認した認証 ADR 機関における調停等に基づいて、被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金または返還する不当利得をいいます。なお、損害賠償金等には、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みますが、特許権、商標権、育成者権または回路配置利用権の成立前の行為に対する補償金は含まれません。
	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
	争訟対応費用	損害賠償請求手続に対応するために要する社会通念上その額および使途が妥当な次に掲げる費用をいいます(注1)(注2)。 ア. 弁護士報酬 イ. 訴訟費用または認証 ADR 機関における裁判外紛争解決手続（ADR）(注3)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 オ. 被保険者により、または被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験に要する費用 カ. 事故の原因調査に要する費用 キ. 一時的に借用する会議室等の施設または事務機器(注4)の賃借費用 ク. 被保険者の従業員の超過勤務手当または臨時雇用費用(注5) ケ. 被保険者の役員および従業員の交通費または宿泊費 コ. ア. からケ. までに該当しないその他の防御に要する費用 (注1)被保険者がこれらの費用を支出する場合には、被保険者は、弊社の同意を得るものとします。 (注2)損害賠償請求手続に関する防御のために行う無効審判請求に要する費用を含みます。 (注3)訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。 (注4)コンピュータ、プリンター、複写機、シュレッダー、モニター、プロジェクター、電話、ファクシミリ等をいいます。 (注5)派遣受入れ費用を含みます。
	協力費用	被保険者に対する損害賠償請求の解決につき弊社が被保険者を援助する場合において、弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
工事用物損害補償特約 （A～E が対象） 工事用仮設備・機械器具補償特約 （A～D が対象）	A.損害保険金 （1事故：対象工事の請負金額または5億円のいずれか低い金額限度(注1)）	復旧費（損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するための修理等の費用）、損害防止費用および特別費用(注2)の合計額から免責金額を除いたもの。ただし、陸上輸送中は、1事故につき対象工事の請負金額または 100 万円のいずれか低い額が限度となります。 (注1)対象工事の請負契約が土木工事を主体とする工事の場合は、請負金額または 2,000 万円のいずれか低い金額限度 (注2)特別費用は工事用物損害補償特約のみ適用となります。
	B.臨時費用保険金 （1事故 100 万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。

オプション特約名	保険金の種類	概要
メインテナンス期間中補償特約（A～D が対象） 建売住宅等の保険責任終期特約（A～D が対象）	C.残存物取片づけ費用保険金 （損害保険金の6%限度）	損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(注)をいいます。 (注)解体費用、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、損害の額に含まれないものをいいます。
	D.損害防止費用	保険事故が発生した場合に、これによる損害の発生および拡大の防止のために保険契約者、被保険者または工事現場責任者が支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
	E.特別費用 （1事故 30 万円限度）	保険事故によって損害が発生した保険の対象の復旧に必要な次に掲げる費用をいいます。 ア. 残業・休日勤務および夜勤勤務による割増賃金 イ. 急行貨物割増運賃(注) (注)国際間における航空輸送または航空貨物の貸切輸送により要した割増運賃を除きます。
事業用動産損害補償特約	損害保険金	修理費（損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用）および損害防止費用(注)の合計額から免責金額を除いたもの。 (注)保険事故が発生した場合に、これによる損害の発生および拡大の防止のために保険契約者または被保険者が支出した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をいいます。
	通貨等盗難損害保険金	対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨等の盗難によって生じた損害（1事故・1対象構内 30 万円限度）または業務用の預貯金証書の盗難によって生じた損害（1事故・1対象構内 300 万円限度）に対する保険金をいい、公示催告手続費用(注)を含みます。 (注)公示催告の手続に要する費用をいいます。
	臨時費用保険金 （1事故 100 万円限度）	損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用をいいます。
	残存物取片づけ費用保険金 （損害保険金の6%限度）	損害保険金が支払われる場合において、その保険事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(注)をいいます。 (注)取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
	修理付帯費用保険金 （1事故・1対象構内 100 万円限度）	保険の対象に損害が生じた結果、損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり発生した次に掲げる費用(注1)のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をいいます。 ア. 損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(注2) イ. 保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために要する調査費用(注2)。ただし、復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。 ウ. 損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼動するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。 エ. 損害が生じた保険の対象の仮修理の費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における価額を除きます。 オ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(注3)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用(注3)を超えるものを除きます。 カ. 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(注4)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(注3) キ. 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用 (注1)居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。 (注2)被保険者またはその父母、配偶者、子その他親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合に、その役員にある者またはその従業員にかかわる人件費を除きます。 (注3)敷金その他賃貸借契約が終了した時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。 (注4)保険の対象の復旧完了時における仮設物の価額を除きます。
	水害費用保険金 （保険金額または保険価額〔保険の対象の時価総額〕のいずれか低い額の5%限度）	水災によって、対象施設の所在する建物または構築物が床上浸水(注1)または地盤面(注2)より45cm を超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合において、それによって臨時に生ずる費用をいいます。 (注1)居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、床とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。 (注2)床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

2. 海外事業総合賠償責任保険（海外賠償）

基本補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
損害賠償金	被保険者が被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金をいい、裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。
損害防止費用	保険事故が発生した場合に、これによる損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用(注1)をいいます。ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用および汚染物質の処理に要した費用を除きます。
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用をいいます。
緊急措置費用	保険事故が発生した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合に、損害の発生または拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、応急手当、応急措置、護送、搬出、治療その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために被保険者が支出した費用およびあらかじめ弊社の承認を得て支出した費用をいいます。
争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する社会通念上その額および使途が妥当な次に掲げる費用をいいます(注2)。ただし、裁判所の関与しない和解(注3)に対応するために要するウ. からコ. までに掲げる費用を除きます。 ア. 弁護士報酬 イ. 訴訟費用または裁判外紛争解決手続（ADR）(注4)に要する手数料等の費用 ウ. 相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成に要する費用 エ. 意見書または鑑定書の作成に要する費用 オ. 被保険者により、または被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験に要する費用 カ. 事故の原因調査に要する費用 キ. 一時的に借用する会議室等の施設または事務機器(注5)の賃借費用 ク. 被保険者の従業員の超過勤務手当または臨時雇用費用(注6) ケ. 被保険者の役員および従業員の交通費または宿泊費 コ. ア. からケ. までに該当しないその他の防御に要する費用
協力費用	被保険者に対する損害賠償請求の解決につき弊社が被保険者を援助する場合において、弊社の求めに応じて、被保険者が支出した費用をいいます。
被害者治療等費用 （被害者1名 10 万円限度、1事故 300 万円限度）	仕事の遂行による、または海外対象施設内(注7)もしくは海外対象施設の出入口に隣接する場所における偶然な事故に起因して他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が弊社の同意を得て支出した次に掲げる費用をいいます。ただし、身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。 ア. 被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費 イ. 葬儀費用
リコール限定費用 （1事故・保険期間中500万円限度、免責金額：1事故につき 10 万円、縮小支払割合：1事故につき90%）	生産物に起因して補償適用地域内で他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が補償適用地域内にある生産物について回収等を行うために必要かつ有益と弊社が認めた次に掲げる費用をいいます。ただし、被保険者が回収等を開始した時から1年またはこの保険契約の保険期間の末日から2年を経過した日のいずれか早い時までに被保険者が負担した費用に限ります。 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(注8) ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物(注9)の回収および代替品の送付に要する費用 ⑤回収した生産物(注9)の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫等の施設の賃借費用 ⑥回収した生産物(注9)の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費(注10)、出張費および宿泊費(注11)

(注1)有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ生じた、または増加したであろう損害の額を超えずになされた応急措置の費用をいいます。

(注2)被保険者がこれらの費用を支出する場合には、被保険者は、弊社の同意を得るものとします。

(注3)示談を含みます。

(注4)訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

(注5)コンピュータ、プリンター、複写機、シュレッダー、モニター、プロジェクター、電話、ファクシミリ等をいいます。

(注6)派遣受入れ費用を含みます。

(注7)記名被保険者が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設をいいます。施設には敷地内における動産および不動産を含みます。

ア. 見本市、博覧会、展示会またはこれらに類似の催事において設営されるブース、展示区画等の仮設の施設

イ. 記名被保険者が占有し、現実に使用している施設で上記ア. 以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。

(注8)文書の作成費用および封筒代を含みます。

(注9)生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。

(注10)超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

(注11)旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

3. 生産物品質保険(生産物品質補償)

基本補償における保険金の種類

保険金の種類	概要
回収等費用	被保険者が支出した次に掲げる合理的かつ妥当な費用(注1)をいいます。 ア. 社告掲載費用 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用をいいます。 イ. コールセンター設置費用 消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等の費用をいいます。 ウ. 通信費用 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用をいい、文書の作成費および封筒代を含みます。 エ. 輸送費用 被保険者と消費者または納品先との間で、事故の生じた生産物または使用製品の回収および代替品の送付に要する費用をいいます。 オ. 事故の生じた生産物および在庫として所有する生産物、原材料等に対する次に掲げる費用 (ア)事故の生じた生産物について、領収済みの対価(注2)を消費者や納品先に返還する場合は、その原価をいいます。ただし、会計上、被保険者の原価として計上されるべき額とします。 (イ)領収済みの対価(注2)を返還せず、事故の生じた生産物を再加工または再包装して提供する場合は、その再加工または再包装に要する費用(注3)をいいます。 (ウ)領収済みの対価(注2)を返還せず、事故の生じた生産物の代替品を提供する場合は、その原価(注3)をいいます。 (エ)在庫として所有する生産物、原材料等の原価(注3)をいいます。 カ. 一時保管施設の賃借料 回収した生産物または使用製品および在庫として所有する生産物、原材料等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用をいいます。 キ. 廃棄費用 事故の生じた生産物または使用製品の廃棄費用および在庫として所有する生産物、原材料等の廃棄費用をいいます。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ク. 人件費 回収等の実施(注4)により生じる人件費(注5)をいいます。 ケ. 出張費および宿泊費 回収等の実施(注4)により生じる出張費および宿泊費をいいます。ただし、旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。 コ. データ作成費用 事故の生じた生産物または使用製品に係る消費者または納品先を特定するために、第三者にデータ作成を依頼するための費用をいいます。ただし、電子的作業に要する費用に限ります。 サ. 回収等の実施(注4)により生じる費用で、弊社が特に必要と認めたものをいいます。
喪失利益	被保険者の営業収益が事故により減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。なお、喪失利益は「事故がなければ得られていたであろう見込営業収益(注6)」から「補償期間中に計上された営業収益」を差し引いた残額に、「直近会計年度の営業利益率(注7)」を乗じて得た額とします。また、被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合(注8)は、弊社は、被保険者と協議による合意に基づき、「採用すべき見込営業収益(注6)」または「直近会計年度の営業利益率(注7)」について公正な調整を行うものとします。
安全宣言費用	事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物に関する安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要する費用を除きます。
事業活動維持費用	事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の事業活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な事業活動を極力維持するために被保険者が支出した清掃費、消毒・殺菌費用、人件費(注5)等の合理的かつ妥当な費用(注9)をいいます。 ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、次に掲げる費用を除きます。 ア. 機械設備、什器、備品、不動産等の資産の取得に要する費用 イ. 再発防止のための生産物の設計または仕様の変更に要する費用
専門家相談費用	回収等に係る対応を行うために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款における保険金の支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては、保険金を支払います。
検査分析費用	事故の事実等に係る確認または調査を行うために、第三者の調査機関による検査、分析等に対して被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用(注10)をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款における保険金の支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。
争訟費用(生産物品質保険用) (1事故・保険期間中300万円限度)	回収等に係る責任の有無および割合、その方法または金額等に係る争訟(注11)(注12)について、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限ります。なお、この特別約款における保険金の支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

(注1)納品先が生産物または使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、これらの費用には納品先が負担したク. に掲げる費用は含みません。

(注2)被保険者の売上高が加工賃の場合は、その額を対価とみなします。

(注3)(ア)に規定する原価を超えないものとします。

(注4)原材料等に関する検査、調査、廃棄、再加工等を含みます。

(注5)超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。

(注6)被保険者が、事故が発生したことを最初に知り得た時の直前 12 か月のうち、補償期間に応当する期間の営業収益をいいます。

(注7)営業収益に対する営業利益の割合をいいます。

(注8)合併、会社分割、事業の譲渡もしくは譲受け、株式交換、株式移転等の組織再編、決算期の変更、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくは経済情勢の急激な変動等をいいます。

(注9)事故の直接の原因に対して支出した費用に限ります。

(注 10)納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、本来被保険者が支出するべきであったと認められる費用に限ります。

(注 11)訴訟、仲裁、調停または和解等をいい、回収等費用から検査分析費用までに規定する損害について、被保険者が第三者に賠償請求を行った場合または被保険者が第三者から賠償請求を受けた場合をいいます。

(注 12)消費者およびそれらを代表する者との争訟を除きます。